

2014（平成26）年度

# 年度計画

自 2014（平成26）年4月1日

至 2015（平成27）年3月31日

独立行政法人 日本貿易振興機構

# 目 次

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置等	1
【1】 現状認識	1
【2】 2014 年度の取り組み	1
【3】 具体的措置等の内容	4
○対日投資拡大	4
○中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援	7
○アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等	20
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	33
【1】 効率化目標の設定及び給与水準の適正化等	33
【2】 費用対効果の分析への取り組み	33
【3】 柔軟かつ機動的な組織運営	33
【4】 民間委託（外部委託）の拡大等	34
【5】 随意契約の見直し	34
【6】 業務・システムの最適化	34
III. 財務内容の改善に関する事項	35
【1】 自己収入拡大への取り組み	35
【2】 決算情報・セグメント情報の公表の充実等	35
【3】 資産の有効活用等に係る見直し	35
IV. 予算、収支計画及び資金計画	35
V. 短期借入金の限度額	36
VI. 重要な財産の処分等に関する計画	36
VII. 剰余金の使途	36
VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	36
【1】 施設・設備に関する計画	36
【2】 人事に関する計画	36
【3】 積立金の処分	37
【4】 中期目標期間を超える債務負担	37

## I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置等

### 【1】現状認識

政府が進める「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略（日本再興戦略）」による政策効果などから日本経済の回復が着実に進み始めている。この動きを継続的な経済成長につなげていくため、政府が「日本再興戦略」の実行を加速・強化する中で、特に国際展開に係わる部分で、諸外国との貿易と投資の専門性・ネットワークを有するジェトロへの期待が益々高まっている。これらを背景に、外国企業の日本市場への関心が高まる中での対日投資誘致体制強化、日本企業の海外戦略が積極化する中での、中堅・中小企業等の海外展開に対する手厚い支援が必要となっている。また、RCEP（東アジア包括的経済連携）、TPP（環太平洋パートナーシップ）、日EU・EPA（日EU経済連携協定）といった経済連携に関する交渉が次々に始まっており、調査・研究などを通じた、我が国の通商政策への貢献と言う面でもジェトロの役割は大きくなっている。

### 【2】2014年度の取り組み

第三期中期目標・計画期間の4年目に当たる2014年度においては、引き続き中期計画で掲げられた定量目標を着実に達成するとともに、定量的な指標によっては的確に評価できない事業に関しても、着実に実施することとする。

#### （1）対日投資促進

- ・外国企業誘致の中核機関として、経済波及効果の高い案件を重点的に誘致するなど戦略的な外国企業誘致に取り組む。具体的には、大型投資や大規模な雇用が見込める案件、研究開発拠点や地域統括拠点となる案件、被災地を含む地域経済の発展に資する案件を中心に攻めの誘致活動に取り組む。
- ・有望な外国企業の発掘及び誘致活動の強化を目的に、産業スペシャリストを配置する。ターゲット企業に対し、国内の業種別マーケットの動向や制度情報を提供し、地方自治体等のニーズを発信するとともに、個別企業の経営方針を踏まえた対日ビジネスプランを提案する。
- ・外国企業に対する包括的なサポート体制の強化を目指す。対日投資に関する相談は「対日投資相談ホットライン」等を通じて対応し、また規制改革に関する要望は内閣府に設置された「規制改革ホットライン」を通じて関係府省庁に提出する。
- ・我が国中小企業の生産性向上や外国企業の有する優れた技術の活用等を目的に、外国企業とのマッチング機会を提供する。
- ・外国企業の対日投資への関心喚起を目的に我が国市場の魅力や優遇策をウェブや各種事業を通じて情報発信する。

- ・案件発掘支援のさらなる機能強化を目指し、各国の投資誘致機関等の調査を実施する。また、ジェットロ内に蓄積された投資誘致に関する知見や経験の共有・活用を通じて、国内外の誘致人材育成を強化する。

## (2) 中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援

### ①基本的考え方

- ・企業の海外展開の段階、ニーズに応じた支援を行い、特に有望な案件については、発掘から輸出・投資の実現まで一貫して支援する。
- ・外部人材の活用などによる支援体制の充実、広報強化、関係機関との連携などを図り、優れた製品・サービスを持っているものの海外展開を行っていない企業など、海外展開の可能性を持った企業を支援する。
- ・我が国企業の商品、サービスの魅力を象徴する「クールジャパン」のさらなるイメージ向上に各事業をつなげるとともに、これを活用し、各事業を効果的に進める。例えば、食品と食器、外食サービスやヘルスケア・サービスと医療機器など、分野横断的な連携に取り組んでいくことにより、効果的な需要開拓を図る。
- ・東日本大震災からの復興に資するため、被災地における展示・商談会、セミナー等の事業実施、ウェブサイト等を通じた情報提供・発信等を通じ、被災地域の企業の販路開拓等を支援する。

### ②具体的取り組み

#### 1) 分野別の取り組み

- ・農林水産物・食品分野においては、政府の国別・品目別の輸出戦略を踏まえ、品目重点化を推進する。併せて、輸出の中核となる事業者の支援強化を図るとともに、輸入規制緩和など制度環境の整備にあわせた効果的な事業実施を図る。各都道府県においては、成功事例の創出に取り組むとともに、広域連携による共同輸出等の先行事例創出に努める。
- ・サービス産業においては、2012年度から開始した個別企業支援を着実に進める。介護・高齢者向けサービス分野においては、急速な高齢化が進行する中国を中心に事業展開を強化する。クリエイティブ産業分野においては、富裕層・中間層をターゲットに欧米市場および持続的な成長を示すアジアでの事業展開に注力する。政府のクールジャパン推進戦略および訪日外国人増加に向けた共同行動計画に基づいて、関係機関等と連携し、クールジャパンの発信・市場開拓および訪日観光客の誘客につながる取り組みを図る。
- ・機械・環境産業においては、機械部品、ライフサイエンス、環境・省エネ分野を中心に、アセアン諸国や南西アジア、中東等、新興国の新市場開拓に向けた取り組みを強化する。また、中小・ベンチャー企業による欧米等先進国での新規ビジネス創出を支援する。インフラ・プラントビジネスについては、相手国政府等とのネットワークを活用し、日本企業による海外インフラ需要の創出・獲得を支援していく。

## 2) 分野横断的な取り組み

- ・在外公館や現地日系商工会等、現地支援機関、弁護士・会計士等との連携による現地での支援体制（プラットフォーム）を強化・拡充し、日本企業の海外進出のプロセスに応じた支援や既進出日系企業の課題解決に向けた支援の充実を図る。
- ・新興国における工業団地や周辺インフラ等の整備に向け、現地（地方）政府等への働きかけを行うとともに、現地政府等と協力し、日本企業の円滑な進出を図る。
- ・日本のブランドイメージの浸透が不十分な新興国市場等において、展示会等を通じ、日本の魅力や先進的な取り組み等を発信し、日本と諸外国との経済・産業交流の緊密化や日本企業の円滑な海外展開への基盤整備、さらには将来の海外市場の開拓に寄与する。

## 3) 海外情報の提供

- ・日本企業のグローバルな事業展開や経営判断に直接資する、各種制度・市場、海外展開にかかわる情報を調査・収集し、適時かつ的確に提供する。
- ・新興国における先進諸国企業の進出、新興国企業の海外展開など競合先（ライバル）企業のビジネス事例調査、並びに提携候補先（パートナー）企業調査を引き続き実施する。

## 4) グローバル人材の活用・育成

- ・ビジネス経験豊富なシニア人材等の専門知識・ノウハウを活用し、中堅・中小企業等に対する新興国への進出や新興国での販路開拓、調達を支援する。
- ・引き続き、国内外のネットワーク等を活用し、若手ビジネスパーソン・学生をインターンとして新興国の企業、政府関係機関等に派遣し、その育成を図る。

## （3）通商政策への貢献等

### ①調査・研究

- ・経済成長の著しい新興国の研究を強化し、新興国の抱える諸問題、経済動向等を分析し、国際シンポジウム、セミナー、ウェブサイト、出版物等を通じて、各層のニーズに対して、幅広く成果普及を行っていく。
- ・国際機関や内外の研究機関等との連携を進め、双方の知見を生かした連携研究にも取り組むと同時に国際会議等の場を積極的に活用して、ネットワークを構築していく。
- ・世界経済や我が国企業に多大な影響を与えうる突発的な事象に関しては、ウェブサイトなどを通じて引き続き迅速かつ的確な情報提供を行う。
- ・日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA、日トルコ EPA を始め、各種の EPA、FTA やその構想について、政府の方針に従い、交渉前、交渉中、交渉後それぞれの段階において必要な調査・分析・広報を行い、我が国政府・産業界関係者への情報提供、及び相手国政府・産業界関係者への働きかけを行う。

### ②途上国のビジネス開発

- ・経済連携協定や途上国政府からの要望等に基づく事業を着実に実施する。
- ・BOP 層やボリュームゾーンを中心とした新興国ビジネス開拓に向けた個別案件支援を行う

べく、コーディネーターを配置するなど、現地情報の収集・発信、パートナーの発掘等を実施する。

### ③我が国の立場、魅力に関する情報発信

- ・日本の通商政策、日本企業の諸外国での貢献、日本の魅力を中心とするメッセージを発信し、我が国と諸外国との経済・産業交流の緊密化や我が国企業の円滑な海外展開への基盤整備に寄与する。また、日本経済の強みや底力を示す事例を始めとする日本の立場、並びにクールジャパンなど日本の魅力を中心とするメッセージについては、英文・中国語で発信する。
- ・ミラノ国際博覧会（2015年）の実施機関として、経済産業省、農林水産省と連携し、開催準備を行う。

## 【3】 具体的措置等の内容

### ○対日投資拡大

#### （1）基本方針

- ①外国企業誘致の中核機関として対日投資の一層の拡大に貢献すべく、従前からの切れ目のない支援を継続するとともに、経済波及効果の高い案件誘致を重点的に行うなど、戦略的な外国企業誘致活動に取り組む。
- ②大型投資や大規模雇用が見込める生産拠点などや、アジア拠点化補助金の候補対象となる研究開発拠点および地域統括拠点、その他被災地を含め地域経済活性化に資する案件等（以下、特定誘致案件）の誘致を活動の中心とする。また、誘致に当たっては、環境・再生可能エネルギー、医療、観光などの分野において、国内産業の補完、内需の拡大、新ビジネスモデルや新技術の導入、国民生活の質の向上等に資する案件の誘致活動を継続する。加えて、サービス、流通、製造拠点等で雇用創出効果の高い案件にも重点を置く。
- ③グローバル企業のエグゼクティブ層と同等の目線に立ち、個別企業の経営戦略を踏まえて有望な外国企業の発掘・誘致活動を強化するため、産業スペシャリストを配置する。また、国内の業種別マーケット動向や制度情報、地方自治体等の要望を的確に把握し、外国企業に対しビジネスモデルを提案する取り組みを強化する。
- ④外国企業からの対日投資に関する相談等を一括して受け付け、関係府省庁との連携のもとに個別に対応する「対日投資相談ホットライン」を活用すると共に、外国企業から受け付ける規制改革に関する要望を、内閣府に設置された「規制改革ホットライン」を通じ関係府省庁に提出するなど、外国企業に対する包括的なサポート体制を強化する。また、各国の貿易振興機関等の機能等を調査し、案件発掘・支援機能強化の参考とする。

- ⑤我が国中小企業の生産性向上や外国企業の有する優れた技術の活用等を目的に、グローバル企業と我が国企業のマッチング機会の提供を行う。
- ⑥海外グローバル企業の対日投資への関心喚起を図るべく、我が国市場の魅力や優遇策に関する情報等の、ウェブサイト、メールマガジン、セミナー等を通じた発信を継続する。
- ⑦ジェットロ内に蓄積された投資誘致に関する知見や経験の共有・活用を通じて、国内外の誘致人材育成を強化する。

## (2) 活動方針

### ①産業スペシャリストを活用した特定誘致案件の発掘・誘致の強化

各産業に詳しいスペシャリストを国内外に配置し、より積極的かつ能動的な外国企業の発掘・誘致活動を行う。具体的には、日本市場におけるビジネスにポテンシャルはあるが未進出、またはビジネス拡大可能性のある外国企業とその経営幹部等キーパーソンの割り出し、企業別のビジネスモデルの提案、およびターゲット企業との継続的なコンタクトと情報提供を行う。

海外においては、産業集積地を中心に、企業本社等をこまめに訪問し、ターゲット企業との良好な関係を維持し、適切な情報提供・日本進出の提案を適切なタイミングで行う。

国内においては、業種別のマーケット動向や制度情報、地方自治体等の要望を的確に把握し、ビジネスモデルを提案する取り組みを強化する。

なお、誘致にあたっては、外国企業が使うことのできる立地補助金、外国企業向けの法人税等特例措置（アジア拠点化推進法／2012年11月施行）、国家戦略特区、地方自治体等が用意する優遇策などの制度を活用する。

### ②ワンストップ支援機能の強化

国内外で発掘された対日投資関心企業に対して、対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）においてコンサルティングサービスやテンポラリーオフィスを提供し、法人設立手続き（許認可手続き、パートナー候補企業の紹介、人材・オフィスの紹介、登記・税務・労務手続き等）等を支援する。また、会社設立後の事業拡大支援までを念頭にシームレスな支援を行う。

なお、外国企業から寄せられる、対日投資に係る行政手続き関連の相談等は、「対日投資相談ホットライン」等を通じてジェットロが一括して対応する。その際、企業が関係府省庁との面談を希望する場合は、面談のアレンジおよび外国語のサポートを行う。

また、他の投資誘致機関を調査し、ベストプラクティスを参考にすることで、さらなるワンストップ支援機能の強化を図る。

さらに、外国企業が使うことのできる立地補助金の公募が行われる場合には、これに

広報協力等を行い、高付加価値拠点の誘致に貢献する。

### ③対日投資案件支援体制の強化（マッチング支援）

日本企業とのビジネス提携等を望む外国企業に向け、我が国中小企業・業界団体・金融機関・地方自治体等とのマッチング機会を提供する交流会を、国内外で開催する。なお、支援にあたっては、重点分野か否か、日本市場・企業に与えるメリット、対日投資確度の高さ等を勘案する。

M&Aについては、日本のパートナー候補企業情報を有する金融機関の紹介等により、外国企業のニーズに対応する。

### ④対日投資促進に資する広報活動

外国企業の対日投資への関心喚起を図るべく、我が国市場の魅力やインセンティブ情報等を紹介するためのパンフレット、マーケット・レポート、プレゼンテーション資料等コンテンツの充実を図る。なお、作成したコンテンツについては、ウェブサイト、メールマガジン、セミナー、個別の企業訪問等を通じ、積極的に情報発信する。

また、対日投資促進に向けた政府のトップレベルでの情報発信の一環として、関係府省庁と協議の上、プロモーション・ビデオの作成を進める。

### ⑤地方自治体・団体等との連携

外資誘致に熱心で、かつ産業集積等の観点で有望な自治体等と連携した誘致活動を実施する。具体的には、産業スペシャリストを活用したターゲット企業の誘致や、国内外におけるトップセールス支援、ウェブ等を通じた地域情報の提供、大型案件の支援（工場・用地情報提供、サイトツアー等）などの誘致活動を継続する。

自治体に対し、魅力的な優遇策の創出、外国人駐在員の生活支援を含むワンストップセンターの運営、対日投資業務に関する研修生の受け入れ等を積極的に提案する。また、地域への外国企業誘致に関するベストプラクティスを、対日投資促進本部会議や、経済産業省・各地方経済産業局・地方自治体主催の誘致担当者会議等の機会を捉えて共有する。自治体と協定書（MOU）を締結する場合には、協力関係を明確化する。

### ⑥人員の専門性の向上

外国企業誘致マニュアル、マーケット情報や外国企業に対する営業プレゼンテーション資料等、企業誘致に必要なスキルやノウハウを、対日投資イントラネットやキャパシティビルディング会議等を通じて共有する。

また、対日投資部での海外事務所スタッフ（NS）個別研修を通じて、対日投資担当 NS の専門スキルを向上させる。

## ⑦政策提言

ジェットロの支援を通じて日本進出に至った外国企業や、日本に未進出の外国企業にヒアリング等を行い、日本のビジネス環境の改善要望、対日投資障壁等に関する意見をとりまとめる。ヒアリング内容は、我が国政府関係者および有識者等に対し、政府関連会合および「規制改革ホットライン」等の適切な機会を捉え、政策提言としてインプットを行う。

## ◎対日投資拡大に係る成果目標

こうした活動を通じた、外国企業の重点支援企業数として第三期中期計画期間の年平均600社を目指す。

また、事業の質をモニターするため、外国企業、地方自治体等、対日投資促進事業の関係者に対し、「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを目指す。

## ○中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援

### ●産業別海外展開支援

#### 1. 農林水産物・食品

##### (1) 基本方針

ジェットロでは、2012年1月に「農林水産物・食品輸出促進本部」を立ち上げ、本部・国内外事務所が一体となって関係府省庁とも緊密な連携をとりながら、農林水産物・食品の輸出促進に取り組んできた。また、2013年8月に政府により策定された農林水産物・食品の輸出にかかる国別・品目別戦略に則り、相談・支援体制の強化、商談機会提供事業（海外見本市出展、海外バイヤー招へい商談会等）の拡充等を図ってきたところ。これにより、一次産品生産者、JA等これまで輸出への取り組みが限定的であった事業者も積極的にジェットロ事業を活用するようになるなど、輸出に関心を持つ事業者の裾野は着実に拡大している。

ジェットロは、農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円にするという政府目標に貢献することが求められており、引き続き、現場での取り組みを深化させるとともに、着実に具体的な成果をあげる取り組みが必要である。2014年度も、前年度に引き続き農林水産省のジェットロ向け補助金事業を活用し、政府目標への貢献を念頭に、政府の国別・品目別戦略に沿って事業に取り組むことが必要。また、各県の産品を取りまとめて日本産品として一体的に売り込むため品目別の見本市出展や商談会を開催する。加えて、2012年度より開始した各都道府県における成功事例創出のための「一県一支援プログラム」を推進するとともに、広域連携による共同輸送等の先行事例創出を図る。

## (2) 活動方針

今年度の活動方針として、以下に重点をおいて事業実施に取り組んでいく。

### ①一県一支援プログラムの推進

自治体や関係機関と連携し、ジェトロの商談事業等を効果的に活用することで、成功事例の創出に取り組む「一県一支援プログラム」をすべての都道府県において推進するとともに、一次産品の輸出や広域連携による共同輸出等の先行事例創出に努める。また、その中でも重点的に取り組むプログラムについては、よりきめ細かい支援を実施し、いち早く成果につなげる。

### ②輸出戦略に沿った国内外商談会・国際見本市出展への戦略的実施

政府の国別・品目別戦略に沿って、品目重点化（日本酒・焼酎等、水産物・水産加工品、茶、畜産物等）を推進し、輸出の中核となる事業者の支援強化、マッチング精度の向上を図るとともに、輸入規制緩和など制度環境の整備にあわせた効果的な事業実施に取り組む。

### ③輸出に取り組む事業者、事業者をサポートするサポーターのスキルアップ支援

事業者の輸出に関する知識やさらなる商談スキル向上を目的に、半日型のスキルアップセミナーに加え、マーケティング戦略から商談スキルまでをカバーする複数日程の研修を実施。自らの輸出戦略に基づき効果的な輸出対応（事前の準備や事後のフォロー）が行える事業者およびそれらを支援するサポーター（輸出人材）の育成に努める。

### ④円滑な商流構築のための環境づくり

海外プロモーター等を用いて、さらなるバイヤー発掘に取り組むとともに、全国業界団体と連携して輸出対応を行うことで、より円滑な商流構築を図る。

### ⑤事業者のマーケティング支援強化

政府の輸出戦略を踏まえ、事業者が自らの輸出戦略（どの市場に、どの商品を、どう出すか）を策定するのに必要な、現場目線のマーケティング情報の提供を強化するとともに、商談やプロ向け情報発信事業にも活用する。また、相談窓口や各種セミナー等を通じた情報支援を引き続き行う。これらにより、事業者が主体的に輸出戦略を策定し、着実に販路開拓につながるよう支援する。

### ⑥事業者への情報提供等支援の拡充

輸出プロモーター、海外プロモーターを拡充するとともに、課題別専門家（ハラル等）を新規に配置し、事業者への相談対応等支援を拡充する。

## 2. 生活文化・サービス産業

### (1) 基本方針

世界に誇るサービス・製品を持ち、意欲があるものの、海外展開が十分ではない、日本のサービス産業（小売・流通、外食等の B to C 型、物流等の B to B 型いずれも含む）、クリエイティブ産業（デザイン・生活用品、ファッション、コンテンツ）関連企業の海外展開を強力に支援するとともに、政府が推進するクールジャパン戦略の一端を担うべく「日本の魅力」「ジャパン・ブランド」の発信を次のとおり、効果的かつ丁寧に行う。

- ①高品質・高付加価値を有する日本のサービス産業（流通・小売、外食、理美容、教育など）の海外展開を支援する。とりわけ介護・高齢者向けサービスの支援を強化する。
- ②クリエイティブ産業分野においては、世界のバイヤーが集う有力展示会への出展、有力バイヤーを招へいした国内での商談を核に、富裕層・中間層をターゲットに欧米市場および持続的な成長を示すアジアでの事業展開に注力する。
- ③具体的な成果を高めるべく、個別企業に向けた商談前のアドバイス、市場情報等の提供および事後のフォローアップを経験や知見のある外部人材も効果的に活用してきめ細かく実施していくとともに、地方自治体、業界団体、金融機関等と連携して、海外展開に取り組む新たな企業の掘り起こしを図る。
- ④政府のクールジャパン推進戦略および訪日外国人増加に向けた共同行動計画に基づいて、関係機関・各部と連携し、クールジャパンの発信・市場開拓および訪日観光客の誘客につながる取り組みを図る。

### (2) 活動方針

2014 年度は、上記基本方針を踏まえ、以下の活動方針に基づき、各産業分野の海外展開を支援する。

#### ①サービス産業の海外展開を支援

海外進出意欲が高いにも関わらず、許認可手続き、関連税制、有望市場の動向など最適な進出先を選定する情報が不足し、グローバル化に向けた難度が高いという認識が強いサービス産業に対し、さらにきめ細かく海外展開支援・情報提供を行う。

進出先として関心の高い ASEAN を中心にミッションを派遣し、進出パートナー候補とのネットワーキング、現地市場視察などの機会を提供する。既に支援に取り組んでいる小売・流通、外食、理美容、教育サービスに加え、関係部署と連携して政府の成長戦略に掲げられた「健康長寿社会の実現」に向けた事業を展開していく。とりわけ急速な高齢化が進行する中国を中心に日本の高齢者生活関連産業（介護サービスなど）の優位性

を生かして事業展開を強化する。

また、米国のフランチャイズ展の機会を活用し、ジェトロのフランチャイズ展開への支援に本格的に取り組む。さらにはアジアでの包括的なサービス産業振興の政策提言を目指して、経済同友会と連携してマニラおよびプノンペンでシンポジウムを開催し、日本のサービス産業の有力市場での海外展開に向けた土壌作りにも継続して取り組む。

こうした取り組みの中で発掘された有望企業に対し、ジェトロのネットワーク・人材を活用して、現地パートナー探し、出店立地探し、調達先探し、法務・労務・税務相談、人材採用・教育など個別企業のニーズにきめ細かく対応して、成功事例の創出に結びつけていく。

### ②クリエイティブ産業の海外販路開拓を支援

デザイン、ファッション、コンテンツの3分野において、世界のバイヤーが多く集う欧米の有力な展示会に日本企業を取りまとめて出展し、有力バイヤーとの商談機会を提供して継続的な取引に向けた支援を行う。さらには、優れた日本のデザイン・品質等により潜在的に高い国際競争力を持つ、Made in Japan, Made by Japan 製品のブランドイメージ向上を図る。

また、日本国内の有力展示会の開催に合わせて、調達権限を持つ有力海外バイヤーを招へいして幅広く商談の機会を提供する。

また消費地として有望な中国・ASEAN の旺盛な消費意欲を取り込むべく、様々な販売促進支援ツールを組み合わせたキャラバン事業を展開していく。安心・安全・高機能で、機能性、デザイン性の高い日用品、生活雑貨を中心に中国（上海、北京といった大都市のほか、深圳や内陸都市の成都および台湾）およびASEAN（タイ、シンガポール、ベトナム）で有力バイヤーとの商談会に加えて、現地ニーズを把握するモニタリング調査、ネットを活用した商品PR・マーケティングを実施し、各国事情に応じた丁寧な準備・商談フォローを、年間を通じておこなう。タイおよびシンガポールの展示商談会においては、アセアン域内からも有力なバイヤーを招へいすることで、アセアン全域をカバーできるような販路開拓を支援する。

### ③クールジャパンの推進と訪日観光の誘客

政府のクールジャパン推進戦略および訪日外国人増加に向けた共同行動計画に基づき、経済産業省やクールジャパン機構、観光庁・JNTO等の外部機関、およびジェトロ内部の関係部署と連携し、クリエイティブ産業や農水産物・食品に関する発信・市場開拓、日本における産業観光（インダストリアル・ツーリズム）の促進、および訪日観光の誘客に取り組む。

## 3. 機械・環境産業

## (1) 基本方針

- ①中小企業の海外販路開拓支援については、機械・部品や環境・エネルギー産業において、選択と集中を続けながら事業を展開し、新規参加企業の発掘、潜在的な有望分野の支援、新たな市場の開拓に取り組む。
- ②欧米において、革新的な製品・技術・ビジネスモデルを有する我が国中小・ベンチャー企業に対して海外の起業環境を有効活用した支援を行う。
- ③地域間交流支援（RIT）については、地域における産業集積地のニーズをより具体的に把握し、地域の自律的な国際化推進および海外ビジネス参入企業の裾野拡大のため、我が国と諸外国との地域間の産業交流を支援する。
- ④インフラ・プラントビジネス支援については、分野・市場を絞りつつ、日本企業の応札につながるよう、またジェトロの主体性が発揮できるよう、案件のステージに応じて機動的に事業ツールを活用していく。

## (2) 活動方針

上記基本方針を軸とした上で、大きく以下の 5 分野の事業を実施する。事業の実施にあたっては、輸出有望案件発掘支援事業等の個別支援ツールを積極的に活用しつつ、輸出ポテンシャルのある企業を発掘し、ジェトロ事業参加企業の裾野拡大や成果フォローアップを充実させる。また、必要に応じて、ジェトロ内関係部署、政府関係機関、MOU 締結機関等とも連携して事業の相乗効果を発揮する。以下の事業を行うにあたっては適宜、新たに獲得を目指す受託事業を活用する。

### ①中小製造企業重点分野海外販路開拓支援

アジアや新興国市場の成長とともに機械・部品への需要が高まるなか、輸出拡大への貢献が期待される工作機械、産業機械、素形材を重点分野と位置付け、生産設備の需要が著しい ASEAN 諸国や南西アジアをターゲット市場として、個別支援、展示会や商談会支援を通じて売り込みを図る。2013 年度に新たに取り組み始めた防災機器・部品では、事業実施を通じ、他の機械分野に比べ輸出割合が低い一方で外国企業からの日本の技術に対する関心が高いことがわかったため、潜在的な有望分野として引き続き支援していく。

ライフサイエンス（医療機器、医薬バイオ）分野では、北米、欧州市場開拓を継続するとともに、市場として注目が集まるアジア、中東市場への参入を行うべく、海外展示会や商談会等を通じた支援を行う。さらに 2013 年度に開始した医師等有識者招へいについては、市場参入余地が見込めるアジアおよび中南米から医師等を招へいし、医療施設の視察や関連企業との交流機会の増大を図り、中長期的な医療機器の輸出拡大に繋げていく。また、政府の成長戦略に掲げられた「健康長寿社会の実現」に向けて、関係部署

と連携しつつ、健康長寿産業化プラットフォームの構築を推進する取り組みに貢献する。

### ②環境・エネルギー分野海外販路開拓支援

環境分野では、中小企業が多い水処理や廃棄物・リサイクルを重点分野とし、海外展示会、ミッション派遣、バイヤー招へいを活用した商談支援に取り組む。有望市場として需要増が見込まれる ASEAN、香港及び環境意識の高い欧州で重点的に事業を実施する。2014 年度は新たな取り組みとして大気汚染等が深刻な国・地域において現地中央・地方政府とのネットワークを必要に応じ活用し、環境対策との連動も念頭に置きつつ実績を有する日本製品・技術のリストを整備し、ニーズの掘り起こしや市場参入機会の発掘を目指す。

省エネ分野では、新興国等のエネルギー価格が高い国、政策・制度的優遇策がある国を重点地域とする。2014 年度は新たに獲得を目指す受託事業の専門家派遣や研修を活用し当該国政府や業界団体の人材育成を行い、日本企業に裨益する社会システムやビジネス環境整備に繋がる事業を積極的に展開する。

### ③イノベーション力強化・創出型事業

グローバルに通用する中小・ベンチャー企業の新規ビジネス創出に資するため、2014 年度も引き続き本事業を実施していく。

米国では、2013 年度に開始した革新的な技術・製品の海外展開を支援するシリコンバレー・イノベーション・プログラム (SVIP) を継続し、シリコンバレーのエコシステム（起業支援システム）を有効活用した企業のビジネスモデル構築、資金調達、戦略的パートナーとの提携等を支援していく。2014 年度は、同事業への女性起業家、地方の企業など参加企業の多様化を目指すとともに、現地支援内容の充実を図っていく。また、ドイツにおいては認証取得等を支援するプラットフォームを構築する。

### ④地域間交流支援 (RIT)

地方の産業集積地では、外国の産業集積地との協業に活路を見出そうとする動きが引き続き多く見られる。2014 年度は、製品の輸出や部材調達、委託・受託生産といった従来型の案件に加え、精密機械やコンテンツ等の高度な技術を要する分野では、技術提携、共同製品開発等のイノベーション創出、さらには共同での第三国市場開拓や対日投資へと繋がることも期待し、当該産業集積地のニーズに応じた支援を行う。また、RIT 事業は案件公募制であるが、2014 年度は、前年度に拡充した事前調査案件の中から有望な案件を本体事業に移行させ、確実に成果を上げていくことを目指す。

### ⑤インフラ・プラントビジネス海外販路開拓支援

「日本再興戦略」において、インフラシステム輸出は重要な柱の一つに位置づけられて

おり、2020年までに現在の約3倍にあたる30兆円を受注する目標が掲げられている。ジェットロとしても、公的機関としてこれまでに培ってきた相手国中央・地方政府や国営企業等とのネットワークを活かして、日本企業による海外インフラ需要の創出・獲得を支援していく。

2014年度は、我が国のインフラシステム輸出戦略におけるジェットロの主体性を向上させる観点から、よりジェットロの強みを生かした事業を展開する。現地政府等のニーズが高いインフラ関連人材育成に貢献し、受注の素地を形成することが中長期的に受注獲得に向けて有効なことから、新たに人材育成に関する受託事業の獲得を目指し、これを活用しながらジェットロの有用性を一層高めていく。

インフラ・コーディネーターは、今後日本企業の進出増が見込めるアジアの他、アフリカ等日本企業の現地体制が比較的整っていない地域に配置する。インフラマップは、日本企業の情報ニーズの高さに比し情報が少ない国・地域を選定し作成・更新する。案件形成の段階から関与を強めるため専門家の派遣や現地キーパーソンの招へいも引き続き実施する。また、日本企業の進出が見込める地域で工業団地周辺のインフラ整備を促進する事業、日豪インフラ小委員会等の活動を通じた相手国政府機関への働きかけや第三国協力に関する取り組みを支援する。

#### **4. 海外展示会出展支援**

##### **(1) 基本方針**

国際競争力や海外への販路開拓の意欲を有するものの、ノウハウや経験・人材不足から輸出に至っていない中小企業等に対し、国内支援機関等とも連携しつつ、海外での展示会への出展支援を通じて海外市場への販路拡大を支援する。特に、これまで海外展示会等への出展経験の少ない中小企業等に対し、ジェットロの持つ展示会出展ノウハウ等を活用しながら積極的な支援を行い、その参加を促す。

機械・環境、生活文化、農林水産・食品などの各産業分野において、日本製品の大きな消費市場となりうる各海外地域で開催される優良専門展示会を選定し出展することで、日本企業の海外展開を支援する。

##### **(2) 活動方針**

- ①日本企業、国内自治体・業界団体等のニーズを踏まえ、海外において欧米、新興国企業が多数参加している国際展示会を重点として事業を実施する。
- ②短期間での迅速な対応や展示会を効率的に運営するノウハウを必要とする大・中規模展示会を中心に実施する。
- ③日本企業単独では出展スペースの確保が困難な世界有数の海外展示会出展において、立地などより良い条件で行うため、展示会主催者である海外の国際展示会関係機関等との

ネットワーク維持・強化や必要な情報の蓄積を図る。

- ④展示会の準備段階及び終了後におけるジェトロ全体としての一貫した支援の充実のため、海外展示会出展支援以外の事業ツールを担う関連部署との連携に努める。

## ●新興国を中心とした市場開拓支援に向けて横断的取り組み

### 1. 海外ビジネス情報提供（海外市場調査）

#### （1）基本方針

- ①日本企業のグローバルな事業展開や経営判断に直接資するべく、専門家等の知見も生かしながら、各種制度・市場、海外展開にかかわる情報などに関する調査を通じて、有益なビジネス情報を調査・収集し、適時かつ的確に提供していく。
- ②国内企業へのヒアリング、アンケート等を通じ収集したニーズに基づき調査を行い、調査結果についてはウェブサイト、出版物、映像、セミナー、面談等を通じて広く普及を図り、我が国企業の国際展開に資する。
- ③特に、海外事業展開を志向する中堅・中小企業の支援に重点を置く。これら中堅・中小企業が必要とするデータの整備・提供を通じて、中堅・中小企業の海外展開に貢献する。
- ④事業部が注力する分野におけるテーマを、関係各部と連携し、企業ニーズに則した形で調査を実施するとともに、より広範囲への提供を行うなど、成果普及の拡大に努める。

#### （2）活動方針

##### ①基礎情報の収集・提供

世界各地域の経済、産業、企業、政策、法制度動向などビジネス拡大の可能性のある分野等についての動向を調査し、その成果を日本の企業や政府に提供する。

##### ②事業を通じた先行事例調査

アジアキャラバン事業など、ジェトロ事業参加者を対象としたヒアリング調査を、事業部門と連携のうえ継続的に実施する。本調査を通じて新規に海外展開を図る我が国企業にとって有益な先行事例等を提供する。

##### ③ライバル企業・パートナー企業調査

新興国における先進諸国企業の進出、新興国企業の海外展開など競合先（ライバル）企業のビジネス事例の調査を継続して実施する。提携候補先（パートナー）企業調査については2013年度のインドに引き続き、2014年度はバングラデシュを対象に実施する。

#### ④アウトカム事例収集

情報収集・分析の具体的成果事例(アウトカム)として、①我が国企業のビジネスに結びついた事例、②我が国企業のジェトロ事業への参加に結びついた事例、③マスコミ等を通じて情報収集・分析結果が広く広報された事例等を収集する。

## 2. 海外ビジネス情報提供（貿易投資相談）

### (1) 基本方針

- ①貿易投資相談とビジネスライブラリー業務を通じ、拡大する海外市場に活路を見出そうとする我が国中小企業等の輸出促進と海外進出を中心に支援する。貿易投資相談がジェトロ顧客サービスの最前線であることに留意し、高い顧客満足度を目指す。問い合わせ等の傾向や要望を踏まえ、サービスの向上を図る。
- ②「ジェトロ・メンバーズはジェトロのサポーターである」との問題意識を持って会員数の拡大に取り組む。貿易実務オンライン講座など海外ビジネスを推進する上で必要な人材開発の支援等を行う。

### (2) 活動方針

#### ①貿易投資相談

貿易投資に関する各種制度情報・商習慣・統計・関税率等々、ビジネスに直結する情報を収集・整備し、企業ニーズに合致した相談対応に努める。また、MOU締結をしている日弁連、及び法律事務所、税理士・会計士事務所を始めとする外部専門機関等を活用し、トラブルや法務関連など高度な相談内容への対応を強化する。外交問題や天災等、国内外のビジネス環境に大きな影響が想定される場合は、他部と連携し、相談専用窓口を設けるなど迅速な情報提供に努める。

#### ②ウェブサイトでの情報提供

貿易・海外進出に関する国内外の制度・手続きや関連法規を国別、商品別にまとめた貿易投資相談Q&Aや、政府調達情報をウェブサイト経由で提供する。コンテンツについては、海外調査部などと調整するとともに、実際に寄せられる相談内容の傾向に応じて随時見直し、アクセス件数の増加を目指す。また、経済連携協定（EPA）を活用したビジネス取引拡大に資するため、ウェブサイトでの特惠関税率情報の提供等を行う。

#### ③ビジネスライブラリー（本部、大阪本部）

国内外企業及びジェトロ内部利用等のニーズを反映した資料、電子情報の収集・提供を行う。広報活動を通じさらなる利用者の拡大を図る。より一層の業務効率化に向けて、引き続き民間競争入札（市場化テスト）の最終年度の評価を行うとともに、次年度に向けた準備をする。

#### ④ビジネスサポートサービス（BSS）

国際ビジネス具体化支援のため、BSSの普及を図る。年々複雑化する顧客ニーズを把握し、ジェトロ事務所のリソース調整を図りながら効率的に海外ブリーフィング、海外ミニ調査等を実施する。

#### ⑤引き合い案件データベース（TTPP）

国際ビジネスマッチングサイトとして、登録情報の信頼性向上に留意したデータベースの管理・運営を行う。ジェトロ事業の広報ツールの一つに位置づけ、事業部門との連携を一層強化する。

#### ⑥会員サービス

ジェトロ・メンバーズ等会員に質の高いサービスを提供するために、会員が抱えるサービス・ニーズの聴取・把握に努め、引き続き制度の改善に取り組む。さらに、会員の個別課題に応じて、ジェトロの各種事業の活用を提案することでジェトロの利用価値を高め、会員の定着を図るとともに、会員数の拡大に取り組む。

#### ⑦貿易実務オンライン講座

従来の「基礎編」、「応用編」、「英文契約編」、「中国輸出ビジネス編」、「国際ビジネス超入門編」について、地方における広報活動を強化し、受講者数の拡大を目指す。また、中小企業等がより利用しやすい受講環境を整備する。

#### ⑧顧客システム

顧客情報管理を適切かつ効率的に行うとともに、我が国中小企業等の海外展開をジェトロ総体としてより効果的に支援するための顧客情報一元管理システムの安定運用と活用促進を図る。

#### ⑨国内コーディネーター

海外展開を検討する中堅・中小企業の発掘やフォロー等に努める国内コーディネーターを地方事務所に配置する。

### 3. ジャパン・ブランド発信

#### （1）基本方針

日本のブランドイメージの浸透が不十分な新興国市場等において、展示会事業を通じ、日本の魅力や先進的な取り組み等を発信し、我が国と諸外国との経済・産業交流の緊密化や我が国企業の円滑な海外展開への基盤整備、さらには将来の海外市場の開拓に寄与する。

#### （2）活動方針

ジャパン・ブランドの発信の場として、新興国等で開催される効果の高い展示会において、我が国の経済、産業、技術、観光等をテーマに、実物、映像媒体等で構成するジェトロブースを出展し、進出企業を中心とした我が国企業のビジネス活動を支援する。現地進

出日系企業の出展が多い展示会においては、ジェトロが、独自に出展する当該日系企業等のブースをとりまとめて、オール・ジャパンとしてのプレゼンスを高めることにより、ジャパン・ブランドの浸透と販売促進を図る。

#### **4. 海外進出・在外日系企業支援**

##### **(1) 基本方針**

円高は修正されたが、日本企業の海外事業への関心はなお高いため、個別企業の海外進出のプロセスに応じた支援や、既進出日系企業の課題解決に取り組む。また、新興国における工業団地整備につき現地政府に協力し、日本企業の円滑な進出を図る。さらに、地域・業界等の単位での共同進出を支援する。

##### **①日本企業の海外進出プロセスに対応した支援**

海外展開の可能性や方法を検討する段階、F/S 調査、立地の検討、現地拠点設立といった、個別企業の海外進出に係る段階に応じて、支援を行う。

##### **②個別企業支援事業との連携、共同進出の支援**

中堅・中小・小規模事業者進出支援専門家事業と、既存の進知部事業を連携させて、支援対象企業を円滑な操業へ導く。共同進出支援事業については、事業効果を高めるため、地方自治体等との連携を一層緊密にする。

##### **③知的財産保護対策支援**

日本企業・日系企業の知的財産保護のための情報提供や個別支援を通じて、円滑な海外展開を支援する。また、知的財産権侵害に関する、中小企業向けの支援事業を強化する。さらに、ビジネス環境改善のため、途上国等における法制度等の整備、運用能力向上への働きかけを継続する。

##### **(2) 活動方針**

##### **①日本企業の海外進出プロセスに対応した支援**

○海外展開の可能性や方法を検討する段階にある企業への支援

海外ビジネス未経験ながらも海外進出に取り組む中小企業向けの、「はじめの一步」を支援する投資実務講座を、国内主要都市で行う。加えて、中小企業の投資計画立案を支援するため、セミナー等を通じた情報提供や、アジア各国の日系工業団地等に関する情報提供等を行う。

○F/S 調査、立地の検討、現地拠点設立の段階にある企業への支援

海外投資ミッションについては、東南・南アジアを中心に派遣する。また、中東など、近隣国以外へのミッションを派遣し、MOU 等により協力関係にある外国機関との連携を活用して、我が国企業の海外進出を支援する。その際、国内業界団体等と連携して、当該産業の集積度等も勘案する。また、国内各地で自治体や商工団体等が主催する投資ミッションに協力する。さらに、政策貢献の観点から、政府首脳の外訪訪問時のビジネス・ミッション派遣や、セミナー開催に参画する。

東南アジアやインドでは、BSC、海外投資アドバイザーを連携させて支援する。

工業団地整備・日本企業立地への協力として、ミャンマー・ティラワ SEZ について、ティラワ SEZ 情報連絡会やセミナーを通じた情報提供や、ミッション派遣を継続する。また、国家計画経済開発省・投資企業管理局 (DICA) 配置のジェットロ・アドバイザーと連携して、ワンストップサービスセンターの円滑な運営を支援し、個別企業支援に取り組む。インドではマンダル工業団地について、アーメダバードのプロジェクト・オフィスにて個別相談対応や、視察同行等を行う。

#### ○海外進出企業・既進出企業に対する現地支援体制の強化

中小企業が海外進出を円滑に進め、経営上の課題を解決して操業を継続できるよう、「プラットフォーム」実施箇所を拡充する。実施箇所では現地政府、在外公館、他の支援機関等と連携し、支援の量と質の向上を図る。また、法務・労務・税務等の専門家をリテインして、専門的知見を要する個別相談に対応する。さらに、日系企業の部品等の現地調達支援のため、逆見本市事業に取り組む。

加えて、ビジネス環境改善のため、現地政府への政策提言を行う。具体的には EPA・ビジネス環境整備小委員会の場を活用するとともに、政府機関への申し入れの場を増加させる。

#### ②個別企業支援体制の構築、共同進出の支援

中堅・中小・小規模事業者進出支援専門家事業の支援対象企業について、海外投資アドバイザーやプラットフォームにより、連携して支援する。また、同事業専門家に国内セミナーや海外投資ミッション派遣、BSC 事業などを周知し、適時に各事業が利用されるよう努める。

また、国内の地域・業界等で連携した複数の日本企業による共同進出について、2013 年度に続いて支援を継続する。

#### ③知的財産保護対策支援

引き続き、セミナーや資料作成による情報提供、中小企業向けの商標登録先行調査や知財侵害調査を行う。また、新たに国内の中小企業による外国出願支援に取り組む。さらに、知財侵害対策調査を拡充して、中国において、調査に加えて弁護士等現地専門家

を活用した権利行使も支援の対象とする。

海外におけるビジネス環境改善のため、既進出企業や知財保護団体と連携して、途上国を中心に知財関連制度や対策の整備を支援する。また、知財当局や税関の職員等の運用能力の向上のため、真贋判定セミナー等を行う。

## 5. グローバル人材の活用・育成

### (1) 基本方針

- ①新興国市場に進出を検討する中堅・中小企業に対してOB人材等の専門知識ノウハウを活用しハンズオンでの支援を実施する。
- ②中小企業が海外展開する上で課題となっている人材育成において、海外ネットワークを通じて現地政府機関・企業等と連携し、中小企業等のグローバル化に資するべく、インターンシップ派遣事業の実施を担うことを目指す。
- ③アジア諸国等の貿易投資促進機関とのグローバル人材育成面における連携の機会を探る。

### (2) 活動方針

#### ①中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門家派遣事業

経験・人材不足により拡大する新興国市場へのビジネス展開が困難である中堅・中小企業に対して、海外でのビジネス経験が豊富なOB・シニア人材等を専門家として派遣することで、当該企業の現地操業開始等までハンズオンで支援する。

また、経済産業省及び外務省が日本再興戦略のなかで中堅・中小企業等向け海外展開支援体制の強化を目的に構築した「海外展開一貫支援ファストパス制度」に支援機関として参加するとともに、支援機関のとりまとめを行う事務局業務を担う。

#### ②インターンシップ派遣事業

経済産業省の「国際即戦力育成インターンシップ事業」について、2013年度に引き続き、2014年度も実施する。実施に当たっては、本事業の説明会等を積極的に活用し新規企業の掘り起こしを図るとともに、途上国の海外事務所ネットワークを活用して、派遣中のインターンシッププログラムの進捗を適切に把握し、円滑な実施を図ることで、中小・中堅企業の若手人材育成を支援する。

#### ◎中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援に係る成果目標

こうした活動により、企業・産地等による新たな輸出ビジネスへの取り組み事例等の具体的なアウトカムの実現を図るとともに、商談件数50,000件以上、成約（見込含む）件数9,000件以上を目標とする。また、海外進出への展開や我が国企業の海外における知的財産権の保護、現地政府等への提言等による現地日系企業の事業環境の改善等具体的

なアウトカムの実現を図るとともに、日本企業からの海外における相談件数10,000件以上及び知的財産権相談件数1,300件以上を目標とする。加えて、ビジネスの課題解決に結びついた事例等具体的なアウトカムの実現を図るとともに、貿易投資相談件数48,000件以上及び国・地域別情報サイト「ジェトロ海外情報ファイル（J-FILE）」の中の「貿易投資相談Q&A」のアクセス件数530万件以上を目標とするとともに、事業の質をモニターするため、海外展開支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを目指す。

## ○アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等

### ●調査・研究

#### 1. 調査

##### (1) 基本方針

- ①世界情勢の変化に対応した迅速かつ機動的な情報収集を行い、世界各国・地域の政治・経済・産業等の動向を的確に調査し、調査結果についてはウェブサイト、出版物、セミナー、面談等を通じて広く普及を図り、我が国企業の国際展開に資する。
- ②急激な経済変動、大規模な自然災害など世界経済や我が国企業に多大な影響を与える突発的な事象に際しては、ウェブサイトなどを通じて引き続き迅速かつ的確な情報提供を行う。
- ③政府機関としての中立性と信頼性、内外の広範なネットワークや、我が国企業・産業との緊密な関係、非営利で公的な、企業の支援機関としてのポジションなど、ジェトロの持ち得る固有の利点を踏まえた情報収集・分析を行う。こうしたことにより、シンクタンク、マスコミ等民間の海外情報提供機関にはない特徴を生かすとともに、取材、情報収集に積極的に協力し、これら民間情報提供機関との相互補完性を高める。
- ④通商政策の立案に貢献すべく、政策官庁等に対して適時に調査成果を提供することとし、併せて、国の政策に必要な情報提供に協力する。
- ⑤セミナー、調査研究、出版事業などの面でアジア経済研究所との連携を強化する。東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）の活動を支援する。
- ⑥海外情報の収集・分析に不可欠な基盤は人材であり、高度な情報収集・分析能力、専門的なビジネス知識を持った調査担当職員の人材（専門家）育成を目指す。

##### (2) -1. 活動方針（調査）

###### ①調査結果の普及

世界各国・地域の政治・経済・産業、貿易・投資の動向を的確に調査・情報収集し、ウェブサイト（「ジェトロ海外情報ファイル」(J-FILE)等）、定期刊行物（通商弘報、ジ

ェトロセンサー、世界貿易投資報告)、その他出版物などで報告する。内外のジェトロ事務所が有機的に連携し、政府の政策立案に資する産業情報等の一層の充実を図る。

### ②突発的な事象に対する迅速かつ機動的な情報収集

世界経済や我が国企業に大きな影響を与える突発的な情勢変化などについて、引き続き、迅速かつ機動的に情報収集し、ウェブサイトなどを通じて提供する。

### ③リスク・トラブル事例調査

新興国等への日本企業の海外展開が一層加速する一方で、海外展開・進出時に日本企業が現地でのビジネスリスクに遭遇するケースが増加している。こうした状況を踏まえ、2013年度は中国、ASEAN・南西アジア、ロシアについて、リスク研究会を開催し、収集した情報の中で公開可能なものを報告書、セミナー等を通じて積極的に公開した。特に2014年度は、これらの地域に加え、中南米（ブラジル、メキシコ）の研究会を開催し、リスク情報の収集・収集情報の提供に努める。また、新興国を中心としたリスク情報・ビジネストラブル事例に関しても引き続き情報を収集し、適切に提供する。

### ④ERIA への研究支援

東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）への研究支援を継続する。特に域内日本（日系）企業に裨益する調査を引き続き実施する。

### ⑤重点国の調査

「ジェトロ海外情報ファイル（J-FILE）」などで情報ニーズを把握し、政府や企業の関心が高い主要国・関心国の動向について重点的に経済・産業動向、通商政策等を調査する。また、2014年度に国政選挙、政権交代が予定されている場合には、その動向や結果が経済活動に与える影響などについても併せて調査する

### ⑥FTA、EPA 等の動向調査

WTO、FTA、EPA 等に関する我が国政府の取り組み、我が国企業の円滑なビジネス活動に寄与するため、世界の FTA、EPA 等の動向について調査を行う。また、広域 FTA に向けた動きが拡大していることを踏まえ、日系企業の一層の活用も見据え、当該 FTA 活用のメリット等についても調査・分析する。また、新規の WTO 加盟の動きについては引き続きフォローする。

### ⑦FTA、EPA 等の交渉支援

各種の EPA、FTA やその構想について、政府の方針に従い、交渉前、交渉中、それぞれの段階において、必要な調査・分析・広報を行い、政府・産業界関係者に情報を発信す

るとともに、各国・地域の政府・産業界関係者など主要パーソンへの働きかけを行う（日 EU・EPA、RCEP、日中韓、トルコ）。日 EU・EPA については、交渉開始 1 年後に行われる加盟国レビューを踏まえ、今後の交渉促進に向け、「日 EU・EPA タスクフォース」を中心に、政府への協力を行う。RCEP については、「RCEP タスクフォース」を中心に、情報収集や関係者への働きかけ等交渉を引き続き支援する。TPP については、交渉に向けた各国の対応振り・論調等について情報収集を行いその結果を政府に情報提供することを含め、政府の方針・要請に応じた対応を取る。その他 TTIP、FTAAP、太平洋同盟などの広域 FTA に向けた動きや、日本以外の多国間・2 国間の経済連携に向けた動きについても、適切に情報収集、提供し、政府等に適時・適切に情報提供する。

#### ⑧日本企業の戦略策定に資する調査（定点観測調査）

我が国企業の海外事業展開戦略策定および政府の政策立案の参考とするため、「投資コスト比較調査」、「進出日系企業実態調査」、「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査（海外ビジネス調査）」を実施し、成果については広く普及させる。アンケート調査実施にあたっては、中国情勢など突発的な状況変化等を踏まえ、設問をフレキシブルに調整するなど、即応性を高めるほか、情報の精度、付加価値を向上させ、ジェトロオリジナルデータとしての評価を一層高める。また、進出日系企業実態調査については、中東において、サウジアラビアを対象国に加え、調査対象地域の拡充を図る。中国における日本製品に対する消費者の動向調査についても継続して実施する。

#### ⑨受託調査

経済産業省等政府関係機関、業界団体等からの受託調査については、ジェトロの専門性や海外ネットワーク等の強みが活用できるものに関して実施する。

#### ⑩情報収集・分析の具体的成果事例(アウトカム)

1) 我が国政府の政策実施に貢献した事例、2) 情報収集・分析結果を相手国政府に提言した結果、事業環境改善が図られた事例、3) マスコミ等を通じて情報収集・分析結果が広く広報された事例等を収集する。

### (2) -2. 活動方針(情報提供)

#### ①ウェブサイト

世界各国・地域の政治・経済・産業等の動向、貿易・投資関連制度などの基礎情報を的確、迅速に収集してデータベース（「ジェトロ海外情報ファイル(J-FILE)」）として取りまとめ、ウェブサイトを通じて広く公開する。

#### ②セミナー、ブリーフィング等

情報収集・分析と情報提供の一体化の観点から、調査結果を講演会、セミナー、個別企業ブリーフィング等を通じて成果を普及する。

### ③定期刊行物、単行書等

「通商弘報」(日刊)、「ジェトロセンサー」(月刊)、「ジェトロ世界貿易投資報告」(年刊)等の定期刊行物や単行書を通じた情報提供について、情報の内容とともに、提供手段・メディアのさらなる充実を図る。

### ④メールマガジン

海外調査部発のメールマガジンである「New American Policy」(米国)、「ユーロトレンド」(欧州)、「ロシア・CIS 情報」、「カルタ・デ・ジェトロ」(中南米)、「中東アフリカ・メールニュース」(中東アフリカ)、「ジェトロ・チャイナモニター」(中国)を作成し、地域毎に関心を持つ企業関係者に情報提供するとともに、我が国企業とのネットワーク構築を図る。また、ジェトロが発信する世界の情報をまとめて配信する「ワールド・インフォトレイン」を作成して通商弘報や出版物の販売促進を図る。

### ⑤映像

映像資料を通じた情報提供を行う。国内外のネットワークを活用し、国際ビジネス情報番組「世界は今-JETRO Global Eye」を制作し放映するとともに、ウェブを通じても配信する。番組については、セミナー等での利用、事業部の出展勧誘への活用、ジェトロの MOU 締結先(中小企業関係団体)を中心とする外部へのコンテンツの提供など番組の二次利用を引き続き強化する。

### ⑥外部機関・外部発行媒体等を通じたの情報提供

業界団体等からの講演会・セミナーへの講師派遣依頼、原稿執筆依頼については、ジェトロの情報収集・分析結果の重要な情報提供手法として捉え対応する。特に MOU 締結先からの依頼には積極的に対応し、ジェトロ事業の裾野拡大に貢献する。加えて、全国の商工会・商工会議所、地方銀行等が主催する中小企業の海外展開等のためのセミナーに職員を講師として派遣し、海外展開等を志向する中小企業の発掘を行う。

### ◎調査に係る成果目標

こうした活動により、二国間のみならず多国間の FTA・EPA など我が国の通商政策に寄与した事例や相手国政府、産業界に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する積極的な政策提言をした事例等具体的なアウトカムの実現を図るとともに、ウェブサイト(「ジェトロ海外情報ファイル(J-FILE)」)へのアクセス件数(ページビュー)は、1,300 万件以上を目標とする。また事業の質をモニターするため、定期刊行物の購読者及びセミ

ナー、シンポジウム等の参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを旨とする。

## 2. 研究

### (1) 基本方針

アジア経済研究所（以下、研究所）は、アジア等開発途上国・地域の貿易の拡大と経済協力の促進に寄与する基礎的かつ総合的な調査研究を行う国の研究機関として、我が国の通商政策・経済協力政策の基盤となる研究を実施する。

研究手法としては、アジア、中東、アフリカ、ラテンアメリカなど開発途上国・地域の動向と構造を現地に軸足をおいて分析する地域研究と、最先端の理論を踏まえた計量的実証分析に基づく開発研究を両軸として世界水準の研究を行う。これにより、研究所は、開発途上国研究をリードすると共に、政策やビジネスの基礎的材料となる付加価値の高い歴史的・構造的な分析及び計量分析等に基づく研究成果を政策立案者及び産業界等に提供する。

また、経済成長が著しく、我が国とのパートナーシップの強化が求められている新興国についての研究を強化し、今後の経済動向やリスクを把握する上での基礎となる分析を提供する。さらに、今後ますます注目を集める地域について研究を拡充する一方、これまで研究蓄積の乏しい国・地域も積極的に取り上げ、先駆的な研究を実施する。

調査研究は、①政策当局の要請に基づく即応性の高い研究課題に取り組む「政策提言研究」、②政策当局の持つ潜在的かつ中期的な政策ニーズ・社会的ニーズを先取りした研究課題に取り組む「政策提言に資する分析研究」、③「政策提言研究の根幹をなす基礎的・総合的研究」の3つのカテゴリーに区分して実施する。また、研究所は、研究成果を共有し、国際的に議論をリードしていく観点から各国研究機関や国際機関との国際共同研究に取り組む。

上記研究活動によって生み出された研究成果及び付加価値の高い知識・情報・統計データ・見方等を、政府への政策提言・政策判断の基礎材料提供、産業界・国民の開発途上国理解促進、学界の学術水準維持・向上等のために、①ポリシー・ブリーフの作成及び政策担当者等へのブリーフィング活動、アジ研フォーラムの開催、②ウェブ発信の強化、③国内外におけるシンポジウム・講演会・セミナー・ワークショップ等の開催、有識者会議及び学会等での論文発表、④査読付きジャーナルを含む出版媒体による研究発表、を通じ世界的に情報発信する。

研究所図書館は、開発途上国研究に関する専門図書館として、学術資料の他、各国の政府刊行物、統計書、新聞・雑誌等の多言語にわたる資料を継続的に収集、整備、提供すると共に、利用者サービスの拡充を図る。

研究所は、研究者の集積・研究蓄積と充実した研究ネットワークの維持拡大に努め、ア

アジア等の経済連携の強化に向けた議論をリードするとともに、世界の開発途上国研究の交流プラットフォームとして、内外の研究者に政策討議を行う場を提供する。また、開発途上国に関する豊富な知見・研究成果を活かし、①理論と実践能力を備えた日本人開発専門家の育成、及び②アジア・アフリカ地域の開発途上国の中堅行政官・研究者の能力強化を目的とした研修事業を実施する。

ニーズを踏まえた戦略的な研究事業を企画・実施し、各界に裨益する最先端の研究成果・情報を機動的に発信するため、研究マネジメント機能を強化する。加えて、調査部門、事業部門との連携強化を図り、シナジー効果をより一層高めるための取り組みを積極的に行う。また、研究所と本部の出版物販売業務の一元化に向けての検討など、管理的業務の効率化についても推進する。

ERIA 支援室は、海外調査部及びバンコク事務所と連携し、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）の活動を支援する。

## （２）活動方針

### ①研究事業

研究事業としては、1)政策提言研究、2)政策提言に資する分析研究、3)政策提言研究の根幹をなす基礎的・総合的研究を実施し、貿易・投資のみならず、政治、社会分野など開発途上国・地域が抱える多様な分野を対象にすることで、開発途上国・地域の全体像を理解するように努める。

#### 1)政策提言研究

経済産業省など関連省庁及び本部各部門との連携を図りながら、政策当局の要請に基づく即応性の高い研究課題に取り組み、我が国の通商政策に寄与するとともに、相手国政府、産業界に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する積極的な政策提言を行う。

2014 年度に実施する「新興国市場におけるビジネスと人権－日本の CSR 戦略構築に向けて」研究会では、競争力を維持するため CSR を重視する日本企業にとって、法規制等が脆弱な新興国・開発途上地域における人権尊重をどう企業活動に取り込むかを分析する。

「政治変動期の中東地域と湾岸安全保障」

「付加価値貿易分析－発展途上国への展開（Ⅱ）」

「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）実現に向けての道筋に関する研究」

「『中所得国の罅』の実態と克服に向けた政策課題」

「リアルポリティクスとしての援助」等

#### 2)政策提言に資する分析研究

第三期中期計画の中核事業である、「アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等」に資するために、政策当局の持つ潜在的かつ中期的な政策ニーズ・社会的ニーズを先取りした研究課題に取り組む。

重点研究としては、新興国の経済成長にとって必要な諸課題、とりわけ開発途上国から中・高所得国へと移行する過程において直面する、環境・省エネ、雇用・社会保障、社会開発、高齢化など人口動態、イノベーションなどの諸課題に重点的に取り組むほか、新興国の市場・産業、比較政治経済分析・国際関係などに力点をおく。具体的には、「ポスト軍政期のミャンマー」、「チャベス政権下のベネズエラ」、「新興民主主義における再分配の政治」、「貧困削減のためのエビデンスに基づく政策介入・市場制度の研究」、「製品環境規制と国際貿易」、「アフリカにおける土地と国家」、「『人身取引』問題の学際的研究』」等の研究会を実施する。

経常分析研究として、アジア、中東、アフリカ、ラテンアメリカ等の地域の動向を分析する研究プロジェクトを推進する。とくに、中東における民主化による政治の不安定化や、テロの脅威、新興国の台頭による安全保障及び国際秩序の変容など、開発途上国の政治や国際関係に重大な影響を与える問題に取り組むため、中東地域についての経常分析研究会を新たに立ち上げるほか、『アジア動向年報』、『ラテンアメリカレポート』、『アフリカレポート』（2013年度にウェブ雑誌として復刊）に加えて、ウェブ雑誌『中東レビュー』の発行を開始し、これら地域の情勢分析・情報提供を強化する。また、経済地理シミュレーションモデル（GSM）の構築を進め、東アジアにおける経済統合の効果分析等に積極的に活用する。さらに、国内外に関心の高い緊急発生的な事態に迅速に対応する機動研究を時宜に応じて実施する。

これに加え、国際機関等と双方の知見を活かした連携研究についても積極的に取り組み、政府・産業界・学界等の各層のニーズに幅広く対応する。アジア版の Trade Compliance Report の作成に向けた UNIDO との連携研究を引き続き実施するほか、研究所が培ってきた国際産業連関分析を応用した付加価値貿易分析の精緻化と応用のための内外の大学・研究機関との連携研究を推進する。

### 3) 政策提言研究の根幹をなす基礎的・総合的研究

最新の学術研究動向の把握、産官学のニーズ把握を踏まえつつ、開発途上国・地域をめぐる現下の情勢認識に基づき、以下の2つの課題を基礎研究の優先テーマに据え、調査研究を実施する。

「新興国・開発途上国経済の発展メカニズムへの理解を深める」（経済・産業）

先進国経済の失速が新興国に影響し、世界経済が地域的枠組みを含めて変容を遂げつつある中で、新興国・開発途上国の役割はさらに高まっている。このような状況下で、これら諸国の経済政策の策定・実施や企業活動の現場における変化、貧困削減、資源・

環境問題や産業構造などの成長維持への制約要因の作用や影響、それらメカニズムに関する理解を深めるため、多様なアプローチによる研究を行う。

#### 「政治の安定と社会発展の諸要因を探る」(政治・社会)

グローバル化する世界の中で開発途上国では政治の安定と社会発展は依然として大きな課題である。このような課題に接近するために民主主義体制の定着、権威主義体制の変容の可能性などマクロな政治的変動を分析するとともに、社会運動や社会が直面する深刻な問題の構造を各国の事情に即して、あるいは、地域横断的視点から多角的に研究する。

### ② 研究成果の発信・普及

出版・講演会・セミナー・ウェブサイト等により、政策担当者、ビジネス界、学界・有識者等、国民各層を対象に、ニーズに応じた成果の普及を図る。具体的な方針は次の通り。

- 1) 前年度に引き続き、政策立案、ビジネスの企画に研究成果、研究所のリソースを反映させることを目的に、政府・主要企業の中堅幹部、メディア等の政策形成に影響力のある層を対象として、通商政策や経済協力等に関連するテーマについて、双方向で意見交換を行うアジア研フォーラムを開催するとともに、ポリシー・ブリーフの作成等に重点を置く。今年度は、東京のみならず大阪でのアジア研フォーラム開催を目指す。
- 2) ウェブサイトは、時宜にあったテーマ、内容を念頭に、政策やビジネスにも役立つ視点、分析手法、付加価値の高いデータなどに重点を置きつつ強化してゆく。研究成果を広く普及するための取り組みとして、アクセス可能なコンテンツの拡充を図る。
- 3) また、国内外におけるシンポジウム・講演会等の開催、学会及び学術雑誌での論文発表、出版活動、等を積極的に行う。セミナー・講演会については、大阪での夏期公開講座の実施など国内外各地域及び各界のニーズに対応する。国内外の講演会等の開催にあたっては、研究所の연구원と本部の調査担当者が共に講師を務めるなど、本部及び国内外事務所との連携を強化すると共に、ジェトロが有する広範なネットワークを活用し、機動的に実施できるように連携を強化する。
- 4) さらに、賛助会員を対象としたフォーラムの開催、研究出版物の送付、オンライン閲覧による最新データベースの提供などにより、賛助会員を通じた研究成果の発信・普及に努める。

### ③ 研究所図書館

研究所図書館は、開発途上国研究のための知識インフラの役割を果たす専門図書館とし

て学術資料の他、各国の政府刊行物、統計書、新聞・雑誌等の多言語にわたる資料を収集、整備、提供するとともに、電子媒体による資料・情報の収集も進め、開発途上国資料情報に関する積極的な発信を行う。

また、来館者はもとより、非来館利用者の利便性を高めるために、ウェブサイトを通じて貴重資料の電子提供や有用な資料・情報へのアクセス方法の提供など、積極的な情報発信を行うと同時に、アジア経済研究所出版物デジタルアーカイブ（AIDE）や学術研究リポジトリ（ARRIDE）等の学術情報データベースの拡充を通じて、研究成果の流通強化に貢献する。さらに、図書館相互利用制度を通じた学術資料の相互利用促進を進めるとともに、本部ビジネスライブラリーに設置したサテライトの活用や他館での資料展示等を通じて効果的なPR活動を展開し、図書館の認知度と利用度を向上させる。

市場化テスト受託業務に関しては、仕様書に従い円滑な業務運営に引き続き取り組む。

#### ④研究ネットワーク構築・人材育成

研究所の情報収集・分析能力の強化のため、開発途上国の経済・社会・政治等諸事情及び経済学等の最新の理論の把握等を目的に、研究者を開発途上国地域の研究機関・大学並びに欧米等の開発途上国研究機関へ海外研究員として派遣する。また、優れた業績を有する開発途上国地域研究及び開発研究の専門家を海外客員研究員・開発専門家等として招へいする。さらに、国際会議等の機会の活用、研究事業等との機動的な連携、研究マネジメントの高度化などを通じて、国際機関、内外の研究機関等との研究ネットワークの構築・拡大を推進し、研究所の認知度向上を図る。

#### ⑤人材育成

研究所の有する開発途上国に関する豊富な知見・研究成果に基づく知的貢献の一環として、理論と実践能力を兼ね備えた日本人開発専門家の国際機関等への輩出、及びアジア・アフリカ地域の開発途上国の行政機関または公的機関の人材育成を目的に、開発スクール（アイデアス：IDE Advanced School）を運営する。

#### ⑥ERIA 支援事業

ERIA（Economic Research Institute for ASEAN and East Asia：東アジア・アセアン経済研究センター）は、東アジア経済統合推進に貢献する政策研究・政策提言を行うことを目的に、我が国のイニシアティブのもと、東アジアサミット参加16カ国が共同で2008年6月に設立した国際機関である。研究所はERIA支援室とともにERIA、経済産業省、本部海外調査部、海外事務所（とくにバンコク事務所）等と連携し、研究所を含む16研究機関のネットワークを活用して、アジア経済圏の一体的な発展と我が国の成長に貢献することを目的とする各種事業を実施する。

## ⑦競争的資金の獲得と効果的活用の促進

研究所の研究を充実させるための新たな財源として、研究蓄積と研究者の集積を活用し、国際機関・政府機関等からの受託研究や、科学研究費助成事業などの競争的資金の獲得を推進するほか、獲得した外部資金の効果的な活用を促進する。

## ◎研究に係る成果目標

こうした活動により、二国間のみならず多国間のFTA・EPAなど我が国の通商政策に寄与した事例や相手国政府、産業界に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する積極的な政策提言をした事例等具体的なアウトカムの実現を図るとともに、研究成果については、外部専門家の査読による評価を行い、5点満点の総合評価で平均3.5点以上とする。研究成果（論文を含む）のダウンロード数は260万件以上を目標とする。また、政策担当者等への研究成果のブリーフィング件数は100件以上を目標とする。また事業の質をモニターするため、セミナー、シンポジウム等の参加者等に対して、また研究図書館の利用者、および開発スクール（IDEAS）の受講者に対して、「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを目指す。

## ●途上国のビジネス開発支援等

### 1. 日本と途上国とのビジネス促進（途上国貿易開発）

#### （1）基本方針

経済連携協定（EPA）や途上国政府からの要望等に基づき、途上国のビジネス促進支援を展開するとともに、日本企業のビジネス機会創出を目指していく。中でも日本企業が積極的なビジネス展開をできていないアフリカなどの新興国に対しては、個別のビジネス案件支援や当該国ビジネス情報の収集と発信、人的ネットワークの形成・強化支援等を継続し、日本企業が当該国との本格的なビジネスを展開するための土壌を培っていく。

#### （2）活動方針

##### ①TICADVフォローアップ／「新アフリカ戦略」の実施

- ・ アフリカビジネスの成功事例創出を目指すべく、実証事業を行い、その事例と進出の際に抽出された課題・障害を関心日本企業に共有していく。
- ・ 西アフリカにおける農業近代化支援、エジプトにおける繊維分野でのビジネス促進を展開する。

##### ②途上国のビジネス開発支援と日本企業へのビジネス機会創出

- ・ 日越経済連携協定に基づき、ベトナムの裾野産業育成を支援。日尼・日泰経済連携協定に基づく自動車産業人材等の支援事業は、経済産業省および当該国・関係機関と協議の上、実施内容を確定していく。
- ・ 当該国政府等の要請に基づき、ミャンマーの加工食品産業育成や農業近代化支援、ラオスの伝統工芸産業育成、第三国市場開拓を視野に入れた日タイ企業間の協業事業展開等を実施する。
- ・ 中南米、中東においては、当該国政府からの要望を踏まえ、ペルー一村一品事業、イラン包装産業育成事業等を継続する。
- ・ アジア貿易振興機関フォーラム（ATPF）については、2012年度から新たに取り組んでいるグローバル人材育成、地域間産業交流等の協力案件の推進と、相互投資促進に向けた連携を推進すべく、事務レベル会合及びCEO会議を開催する。

### ③新興国ビジネス開拓に向けた取り組み

- 1) BOP層やボリュウムゾーンを中心とした新興国ビジネス開拓に向けた個別案件支援強化を目的にコーディネーターをアジア、アフリカ、中南米に加えて中央アジアにも配置し、現地情報の収集・発信、パートナーの発掘等を実施する。
- 2) 日本企業のビジネス戦略構築に貢献すべく、アフリカおよび南西アジアにて商品別の受容性評価と流通網構築を目指した事業を実施する。併せて、中央アジア、南米に市場視察ミッションを派遣する。
- 3) 南西アジア諸国政府担当者／財界人を招へいし、日本企業に当該国のビジネス情報を提供するとともに、日本企業が被招へい者とのネットワークを構築する機会を提供する。

## 2. 途上国のビジネス開発支援等（展示事業）

### （1）基本方針

途上国の経済成長への貢献と対日ビジネス促進、日本企業の貿易や投資活動の円滑化や調達先の開拓、双方のPRに資する展示会事業を実施する。

### （2）活動方針

我が国提案の「開発イニシアティブ」実現に向け、国内に輸入されている開発途上国産品の紹介や販売促進の取り組みを実施。産品を提供している開発途上国の政府等並びに日本の消費者にジェトロの具体的な取り組み状況を強くアピールし、認知度向上を図る。

また、アフリカを中心とした途上国企業が具体的に日本市場に参入できるよう、国内で実績・評価の高い大規模展示会への出展支援を実施する。具体的には、途上国企業の輸出ニーズが高く、且つ我が国業界においても調達多角化等でニーズの高い食品・飲料分野を

取り上げ、商談機会を提供する。

その他、必要に応じ、基本方針に基づく事業を行う。

#### ◎途上国のビジネス開発支援等に係る成果目標

こうした活動により、国際的な合意事項や二国間・多国間の約束事項及び我が国もしくは相手国政府からの特段の要請に基づいた事業を実施した事例や途上国における我が国企業のビジネス環境整備やビジネス開発につながった事例等の具体的なアウトカムの実現を図るとともに、事業の参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを目指す。

### ●情報発信

#### 1. 情報発信（海外調査）

##### （1）基本方針

- ①ジェトロは、諸外国において、政府と民間双方に足場を置く機関としての評価が定着している。こうした評価を活用して、諸外国で幅広い人脈を形成した上で、日本の通商政策、日本企業の諸外国での貢献、日本の魅力を中心とするメッセージをウェブサイトやセミナー・シンポジウムを通じて発信していくことにより、我が国と諸外国との経済・産業交流の緊密化や我が国企業の円滑な海外展開への基盤整備に寄与する。また、アベノミクスの成果など日本経済の強みや底力を示す事例をはじめとする日本の立場やクールジャパンなど日本の魅力を中心とするメッセージを、英文・中国語により発信してゆく。
- ②政府首脳の外訪訪問時を捉え、我が国と当該国との経済・産業・企業交流の拡大に資するべく、訪問先にて、シンポジウム等を開催し、我が国の魅力・経済政策等について積極的に情報発信する。
- ③FTA・EPA等我が国の通商政策にかかわる情報を的確かつ迅速に域内の政府・産業界関係者などに対し発信してゆく。アジア各国、欧米等においては、我が国のアジア太平洋広域経済圏形成における貢献と、そのプレゼンスを各国政府・産業界に対し情報発信してゆく。
- ④「日アセアン経済統合支援事業」や「日メコン産業政策対話」を引き続き開催し、我が国と諸外国との経済・産業交流の緊密化や我が国企業の円滑な海外展開への基盤整備に貢献する。

##### （2）活動方針

###### ①広域経済圏セミナー

アジア太平洋広域経済圏形成における日本の立場・貢献について、米国での「アジア太平洋広域経済圏セミナー」、アジア域内での RCEP に関するセミナーを通じ、引き続き情報発信に努める。

#### ②日アセアン経済統合支援事業

在 ASEAN 日本商工会議所・商工会トップが日系企業の抱える課題や要望を ASEAN 各国の経済大臣や ASEAN 事務局へ伝えるために対話の場を引き続き設ける。また、「日メコン産業政策対話」を通じメコン地域の事業環境改善、持続的発展に資する。

#### ③ものづくりセミナー

日本企業の持つものづくりの理念、商習慣を米国企業と共有することで相互理解を深め、自動車部品企業間の健全な競争と連携による持続可能なサプライベースの創造を目的として、ものづくりセミナーを開催する。

#### ④調査結果の英文化

我が国の EPA・FTA 戦略、我が国企業の国際展開、外国企業の日本でのビジネス展開などについての情報を英文化し、情報発信の充実化を図る。

#### ⑤国際会議等への参加

グローバルな経済関連国際会議や有効な二国間会合などに参加し、そこに集った有識者・オピニオンリーダー等に対して直接情報発信を行う。

#### ⑥中国語版ウェブサイトの充実

セミナーへの集客や商談会でのマッチング等、中国での事業展開をより効率的に行うことを目的に、引き続き、中国語版ウェブサイトのコンテンツの充実に努める。

#### ◎情報発信（海外調査）に係る成果目標

セミナー・シンポジウムの参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケートを行い、4段階評価で上位2つの評価8割以上を目指す。

## 2. 情報発信（展示事業）

### （1）基本方針

2015年5月から開催されるミラノ国際博覧会に向けて準備を進める。国内外の事業環境が大きく変化し、海外市場へ活路を見出そうとしている中小企業等に対して、世界の展示会情報を提供する。

## (2) 活動方針

### ①ミラノ国際博覧会（受託）

2015年5月から開催されるミラノ国際博覧会において、世界的な食料や農業の問題に対する我が国の貢献のあり方等を提示し、併せて、我が国の農水産品・食品および食文化のアピールを行うことにより、これら関連製品の輸出促進に貢献すべく準備を進める。

### ②見本市情報整備（J-messe）事業【官民競争入札等対象事業】

海外市場へ活路を見出そうとしている中小企業等に対して、見本市・展示会データベース（J-messe）により、世界の展示会情報を提供する。

### ◎情報発信（展示事業）に係る成果目標

事業の利用者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを旨とする。

## II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 【1】効率化目標の設定及び給与水準の適正化等

運営費交付金を充当して行う業務については、第三期中期目標期間中、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を行うものとする。

また、各事業については、これまでの効率化を検証し、業務の質の向上を目指すべく、客観的かつ具体的な目標を示し、一層質が高く、効率的な業務運営を図っていくこととする。

また、給与水準については、社会一般の情勢、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取り組み状況を公表するものとする。

### 【2】費用対効果の分析への取り組み

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開につなげていく。その際、中期計画期間中においても、環境変化に対応し、成果指標などの見直しも併せて行うこととする。

### 【3】柔軟かつ機動的な組織運営

より効率的な事業実施が可能となるような組織設計に加えて、調査・研究部門、事業部門との連携強化を図ることで、シナジー効果をより一層高めるための取り組みを引き

続き行う。また、国内・海外の広範なネットワークを活用し、国内各地域の情報・ニーズを海外に、海外の情報・ニーズを国内各地域に迅速、的確に伝えるシームレスなサービスを提供していく。

貿易情報センターについては、自治体、関係機関と連携し、中小企業を中心とする域内企業の海外展開に係る業務について総合的に支援する体制を構築する。これにあたっては過去の行革決定事項を踏まえつつ、中小企業基盤整備機構の地方事務所との共用化又は近接化を推進し、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、一層の連携協力を図っていく。

海外事務所については、我が国企業の関心、ニーズの変化を踏まえ、ジェトロによるサポートの必要性が高まっている新興国の拠点強化する観点からの事務所ネットワークの見直しを継続する。また、これまでの行革決定事項や政府の方針を踏まえ、他法人等との近接化など施設の効率利用や連携促進を行う。

#### **【4】民間委託（外部委託）の拡大等**

人事・給与等、物品調達などの各業務について、情報システムの統一化を進めるとともに入札等による外部委託を推進し、業務の仕様化・マニュアル化を通じて安定した運用と効率化を図る。また、官民競争入札等を積極的に活用し、業務の質の維持向上と経費削減の一層の推進を図る。

#### **【5】随意契約の見直し**

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日付閣議決定）を踏まえ、随意契約、一者応札・応募の改善方策等につき、十分な改善が行われているか契約監視委員会等を活用しながら検証・点検し、見直しを行い、引き続き、業務運営の効率化を図る。

#### **【6】業務・システムの最適化**

顧客の多様なニーズを積極的に拾い上げ、内外のネットワークを活用しながら、調査、貿易相談から商談成約までの確にサービスを提供するため、顧客システムと新設する JICS（顧客情報一元管理システム）をハブとした、組織内の 9 つの企業情報関連システムを連動させることで、顧客情報を効率的かつ安全に管理するとともに、各事業部のさらなる連携強化を図る。

また、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成 17 年 6 月 29 日各府省情報統括責任者（CIO）連絡会議決定）及び「第 2 次情報セキュリティ計画」（平成 21 年 2 月 9 日情報セキュリティ政策会議決定）等の政府の方針に則り、業務・システムの最適化の計画策定、実行、評価、改善の PDCA サイクルを継続的に実施する。2013 年度導入した共通システム基盤の運用を引き続きおこなうとともに、利用者の利便性、

セキュリティ対策に必要とされる基盤環境の整備を実施する。

### Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

#### 【1】自己収入拡大への取り組み

第一期及び第二期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、それぞれの事業ごとに適切な目標を設定のうえ、第二期中期目標期間中の実績を上回る自己収入の増加に向けた経営努力を継続し、国への財政依存度の引き下げに引き続き取り組むこととする。

具体的には、受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわれないことといった条件を踏まえつつ、例えば、セミナーの開催、展示会・商談会の開催、個別商談の支援等について、より適正な受益者負担を積極的に求めていく。また、地方自治体、民間企業等からの委託事業の受託の要請があった場合、機構に蓄積された知見、ノウハウ、あるいは業務の遂行能力が高く評価された結果と考えられるため、機構の事業領域に直接的に適合する内容であれば、積極的に受託を検討する。また、中央諸官庁が公募等により事業者を決定する委託事業については、事業の内容が機構の事業領域に直接的に適合しており、保有する各種リソースの有効かつ効率的な活用を通じて社会貢献が可能と判断される場合には公募等に応じ、受託を目指していく。

#### 【2】決算情報・セグメント情報の公表の充実等

事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

#### 【3】資産の有効活用等に係る見直し

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行い、多角的な観点からその保有の必要性について不断に見直しを行う。また、保有資産を把握し、保有し続ける必要があるか厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。

職員住宅について、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣）に基づいて決定された戸数の削減を進める。

### Ⅳ. 予算、収支計画及び資金計画

別添のとおり。

## V. 短期借入金の限度額

6, 225百万円

(理由) 運営費交付金及び補助金の受入れが最大3カ月分遅れた場合、事故の発生等により緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約3カ月分を短期借入金の限度額とする。

## VI. 重要な財産の処分等に関する計画

機構の保有する研修施設や所期の目的を達成し廃止した事業に係る施設の効率化を図るべく、以下の財産の処分を進める。

対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター(北九州) (福岡県北九州市小倉北区浅野)

## VII. 剰余金の使途

- ・ 海外有識者、有力者の招へいの追加的实施
- ・ 展示会、セミナー、講演会等の追加的实施 (新規事業実施のための事前調査の実施を含む。)
- ・ 先行的な開発途上国研究の実施
- ・ 緊急な政策要請に対応する事業の実施
- ・ 職員教育の充実・就労環境改善
- ・ 外部環境の変化への対応

## VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### 【1】施設・設備に関する計画

なし

### 【2】人事に関する計画

(1) 効果的かつ効率的な組織・業務運営のために下記の4点を行う。

- 予算や人員の制約がある中で、効率化の徹底と人員管理の強化に努めつつ、人員のリ・アロケーションを機動的に行い、最適配分を図る。
- 即戦力となる社会人を採用すると共に、必要な知識、経験を有する外部人材を活用する。

- アジア経済研究所においては、外部の研究者の活用により、より幅の広い成果を追求する。また効果的な成果の普及・発信等を図るため、研究マネジメント職を拡充する。
- 働き方の多様化に対応するため、2014年より新たな職種「エリア総合職」を導入。ライフ・ワークバランスの調和を図るため、引き続き就業環境の整備を進める。
- 職員の安全、健全、健康維持のための対応を引き続き進める。

## (2) 職員の能力のさらなる向上

職員のキャリア開発の整備やモチベーション向上を図り、職員の資質向上及び組織の活性化を目指すため、下記の通り研修の充実を図る。

- 階層別研修や能力開発研修、コンプライアンス等の職員教育に加え、海外実務研修の大幅な拡充により、若手人材の早期のキャリアアップの期間短縮を図る。
- 組織・業務運営のマネジメント能力を強化するため、中堅リーダーを育成する選抜的研修を実施する。
- 研究職員については、語学研修、海外研究員派遣等を通じて能力向上を図る。
- 現場において外部専門家等から職員への知識、経験等のインプットを進めるとともに、自己啓発研修の範囲を拡大し、職員の専門性の向上・蓄積を図る。
- サービス向上のための顧客サービス研修を強化する。

## 【3】 積立金の処分

なし

## 【4】 中期目標期間を超える債務負担

なし

以 上

別 添

○予算（平成 26 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金収入	21,860
国庫補助金収入	3,096
受託収入	4,805
うち国からの受託収入	3,730
うちその他からの受託収入	1,075
業務収入	4,075
その他の収入	84
計	33,920
支出	
業務経費	27,776
受託経費	4,527
一般管理費	1,617
計	33,920

○収支計画（平成 26 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	34,122
經常費用	34,119
業務経費	27,548
受託業務費	4,526
一般管理費	1,576
減価償却費	469
財務費用	3
臨時損失	0
収益の部	34,117
運営費交付金収益	21,787
国庫補助金収入	3,096
国からの受託収入	3,730
その他からの受託収入	1,075
業務収入	4,075
その他の収入	84
資産見返負債戻入	271
財務収益	0
臨時収益	0
純損失	△ 5
目的積立金取崩額	2
総損失	△ 3

○資金計画（平成 26 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	41,275
業務活動による支出	34,459
業務経費	28,316
受託業務費	4,526
その他の支出	1,617
投資活動による支出	74
財務活動による支出	192
翌年度への繰越金	6,550
資金収入	41,275
業務活動による収入	33,920
運営費交付金による収入	21,860
国庫補助金による収入	3,096
国からの受託収入	3,730
その他からの受託収入	1,075
業務収入	4,075
その他の収入	84
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	7,355